

一般社団法人日本地質学会野外調査安全指針

2011年9月8日 理事会 制定

2012年9月14日 理事会 一部修正

本指針は、日本地質学会のもとに行われる、野外調査(緊急調査を含む)に適用する。野外調査(緊急調査を含む)を計画・実施する場合は、本指針に基づいた野外調査計画書を提出するものとする。

1. 野外調査の計画と準備

- 1) 当該野外調査計画の責任者を定めるとともに、調査実施の際の現場責任者（リーダー）と現場での各役割分担、リーダー不在時を想定した責任順位を定める。
- 2) 非常時の連絡体制を整える
 - a. 非常時の緊急責任体制と緊急連絡・支援体制を定め、支援の責任者を定めておく。
 - b. 緊急連絡先は、参加メンバーの緊急連絡先（所属機関・同僚・家族など）と連絡手段と、応援要請可能な関係者の連絡先とする。
- 3) 必要に応じ、適切な傷害保険に加入する。
- 4) 野外活動時の標準的な医薬品および必要に応じた安全確保用品を準備する。
- 5) 必要に応じて事前の下見を行い、調査実施に必要な許認可や事前確認等を行うとともに、コンプライアンスを確保する。
- 6) 野外調査計画書には、上記1)～5)に加え、通常の野外調査ないし災害時等の緊急調査等、内容に応じて、以下の項目から必要事項を検討し、記載する。
 - a. 調査目的と主要な目的地
 - b. 調査日程
 - c. 調査ルート（計画ルート、トラブル時の代替（エスケープ）ルート、ルートごとに想定される難易度等の特性）
 - d. 予定所用時間とタイムリミットの設定（完了連絡がない場合に非常時とする）
 - e. 必要とされる装備
 - f. 現地及び現地までの行程の最新情報
 - g. 必要経費。
- 7) 必要に応じて、これまでに各所で発行されている野外調査安全マニュアル等を参考にするとよい。
- 8) 安全管理上、気づいた事象がある場合は、すみやかに学会事務局に報告する。

2. 野外調査計画の安全性の検討

計画作成に当たっては、経験者等に安全性の検討を事前に行ってもらいたい。

この際、特に安全確保に対する役割分担、対象地域に固有な注意事項や危険箇所、往復行程の危険箇所の想定や把握をあらかじめ行っているかについて、検討を行う。

3. 野外活動時の安全確認・緊急対応の判断基準等

- 1) 予め、携帯電話の災害情報配信サービスに登録し、情報の取得に努める。
- 2) 野外調査場所から緊急の連絡ができるかどうか確認しつつ調査を行う。
- 3) 気象情報、地震・津波情報、火山噴火情報、波浪情報等が取得可能か確認する。特に海岸沿いでは津波情報の取得に留意する。
- 4) 計画の遂行が可能かどうかの天候判断を、調査開始直前にリーダーが行う。
- 5) 野外調査実施中の調査遂行に関する判断は、リーダーが行う。
- 6) 調査計画に影響がある注意報、警報が発令された際には計画を中止する。また調査途中に同警報等が発令された場合には、速やかに影響を回避できる手段をとる。
- 7) 放射性物質による汚染が想定される地域において、サーベイメータによる定時観測を行う。調査中止・避難の判断基準として、文部科学省による野外活動暫定基準値である空間線量 $3.8\mu\text{Sv/h}$ (高さ1mにおける数値)をもって行う。

4. 野外活動中の緊急事態の発生の対応

- 1) あらかじめ定めた緊急責任体制と緊急連絡体制に沿って対応する。
- 2) 1項6)dで定めた調査所要時間のタイムリミットを超えた場合は、1項2)aで定めた緊急責任体制の下で、支援責任者は現地ならびに関係者への連絡と、救援体制を含めた活動を行う。

附記

- 1) 学術大会、支部等における巡検の実施についても、当指針を援用して安全管理を行うことが望ましい。
- 2) 1項3)の傷害保険については、学会としての調査団等の場合、参加者からの申請により学会が保険料を負担することとする。

以上